

節税よりも 資産分割が先決

「これからの相続対策はどのようなべきか。平成十五年の税制改正を踏まえながら、資産運用の金融商品やスキーム、スキームの活用から有効な方法を考えるため、MDRT日本会理事で、プロフェッショナルズ・フォーアソシエーションの由井伯秀(ひし)氏が、この氏にも話を伺いました。



MDRT日本会理事 由井 伯秀氏

MDRTとは「世界100万ドル円卓会議」の略称。保険・年金商品・その他金融商品を取り扱える金融マン(日本では生保・証券会社、銀行、独立代理店など)のうち、全世界で業績トップ6%のメンバーのみで構成される国際機構。プロフェッショナルズ・顧客優先主義・社会貢献を活動の柱としており、日本での入会基準達成率は約0.2%。

— 今回の税制改正をどう評価しますか。相続対策を必要としている層への影響はありますか？

由井— 税務上の観点から見ると、今回の個人資産税関係項目の改正に関しては、一般に5%程度といわれる相続税対策をしなければならぬ人々にとって、税務面での直接的メリットはあまり期待できないでしょう。最高税率を七〇%から五〇%に引き下げたことは評価しますが、対象となる数的範囲が非常に狭いといわざるをえません。

今回の税制改正最大の目的は、資産移転や住宅投資の活性化です。つまり財務省が考えている対象は、相続税を心配しないですむ九五%の人々を含めた日本全体の個人金融資産なのです。この部分の活性・流動化を推進

して、景気対策やデフレ対策にしようとの試みと見るべきではないでしょうか。現在の日本人の高齢者は、平均で約三、〇〇〇万円もの金融資産を保有したままになるといわれています。大半は相続税がかからない人達ですが、高い贈与税がかかるという不安から、子ども達への生前譲渡に踏み切れず、結局は眠らせたままにしてしまっているというのが実態でしょう。その約五六%が本来流動性の最も高い預貯金です。

国際的に見ても、かなり深刻な経済状態にある現在の日本にとって、世界に誇れる唯一の財産と言われているのが、まさにこの個人金融資産一、四〇〇兆円なのです。しかも、その約七〇%を高齢者が保有しているのです。

国全体の税収面からいう

と、孫養子の二割加算追加や今回テーマの相続時精算課税制度など、贈与税の改正部分においては、税金の割れに対する防止策的意味合いも強く、むしろ結果的には増税になるのではないのでしょうか。この点に関しては、非常に事例が多く対象人数も広範囲で、相続税法二六条(生命保険の評価減条項)の廃止なども同様です。

— では、今回の税制改正は、相続対策にはあまり活用できないと...。

由井— いや、実をいうとそうではないのです。一般に相続対策の三つの基本といわれる節税・納税資金確保・遺産分割のうち、確かに単純な節税には活用しにくいのですが、本来の「相続問題」の事前解決という観点から見れば、画期的な制度が創設されたと考えるべきでしょう。

ます、簡単に現状の問題点から考えてみましょう。いわゆる相続対策を大上段に構えたサービスとは、五%程度しかない富裕層を対象としたものが中心で、費用もかなり高額です。プライベートの問題などもあり、誰もが気軽に専門家に依頼して完璧な対策を打てるわけではありません。

日本の場合、資産家の財産のうち約七割が不動産、次に多いのが未上場の自株株です。そのほとんどは換金性に乏しく、分割しにくいものです。一番嫌な思いをするのも裁判沙汰になるのも、ほとんどこの部分です。

— ですから、本当なら事前の相続対策はこの分割に力を入れるべきなのですが、心情的に親族間で生前に遺産分割を話題にしにくいという事情もあり、結局、分りやすい比較的簡単な節税が中心になりがちです。

— 実際、ある程度の富裕層でも、分割対策をしない状態で相続が発生してしまうということはよくある話です。ところが、相続税は原則として、一〇ヶ月以内に現金で払わなければならないりません。多少の相続税は覚悟していたにしても、余裕のない状況で分割協議を進めることになりませんか、様々なトラブルが発生してきます。形見分けの臨時計一つのもめごとから、会社の経営権の争いまで発展してしまつたという事例すらあります。

弁護士や税理士に相談す

るのは、このように相続の発生後、それも「争族問題」が起きた後という例が多いようです。

結論としては、「相続税対策」をしなければならぬのは確かに5%程度の人達ですが、「相続問題対策」となると、持ち家で子どもが二人以上いる家庭なら、ほぼ全ての人に降りかかってくる問題といえるでしょう。しかも、日本の個人金融資産は決して少なくありません。米国のように極端な富の集中もありません。こうした点を加味しながら、相続対策の三大原則ともいべきスキームに、あえて優先順位をつけるとしたら、「資産分割」「納税

正しい金融知識をベースに資産の最適な配分を

—確かに今まで相続対策という点、まず思い浮かぶのが節税で、資産にしても不動産が中心だという感じでした。やっていることと言えば、わざわざ必要な借金をしてみたり、いかに資産の評価を下げて納税額をおさえるかということばかり…。そうではなく、分割をメインに考え、納税資金の調達をそれに基づいて行い、節税は最後でいい。今回の税制改正はそのような考え方への第一歩というのですか。

由井—そうですね。ただ、物納を含む納税資金に關しても「調達」ではなく、「創出」という考え方にシフトした方がいいでし

資金準備「節税」の順になるのではないのでしょうか。節税対策がうまくいかなくて裁判になったという話は、あまり聞いたことがありません。日本では、同じ相続問題を取り扱う専門家として「弁護士」と「税理士」とでは全く観点が異なるというのもおもしろい事象でしょう。

そう考えると今回の生前贈与は、「生前相続」ともいえるべき「生前資産分割」による、かなり有効な相続対策スキームを提供してくれる画期的な制度といえるでしょう。適用範囲としても、富裕層を含む、ほぼ全ての人々に様々な形で有効に機能させることができます。

—確かに今までの相続対策という点、まず思い浮かぶのが節税で、資産にしても不動産が中心だという感じでした。やっていることと言えば、わざわざ必要な借金をしてみたり、いかに資産の評価を下げて納税額をおさえるかということばかり…。そうではなく、分割をメインに考え、納税資金の調達をそれに基づいて行い、節税は最後でいい。今回の税制改正はそのような考え方への第一歩というのですか。

由井—そうですね。ただ、物納を含む納税資金に關しても「調達」ではなく、「創出」という考え方にシフトした方がいいでし

関係が大きく変わっていくかもしれませんね。親を大事にしないと損をできるとか、義父母の介護ができる女性だけがモテるようになるとか。でも、何か問題点はないのですか。

由井—今後、いろいろと検証されていくでしょうが、今確実にいえることは、資産の種類と機能について正しく認識し、正確な分析のもとに明確な目的をもって有効なポートフォリオを組む。こういうことの重要性が増してくるということです。そこに不可欠な概念として、「期間利益」と「リスクマネージメント」についての認識が求められることになるでしょう。当然、金利や為替、保険や年金、有価証券などの複雑で多様化している金融商品、さらに不動産鑑定など、金融・経済全般の具体的かつ専門的な知識や情報が必要になってきます。ここに税務上のメリット、デメリットなどが絡んでくるわけで、税金のコストを一つのリスク、手を打たないで争族が発生することも一つのリスク、と考えてみれば解りやすいでしょう。マイナスの財産を含めて、これらがすべての結果を生み出すのです。要するに国民全体が認識を新たにし、積極的に自分達の財産について考えなければならぬ時期にさしかかってきたということ、これが自己責任原則の普及にもつながるようになるでしょう。

(次号に続く)